

# 令和8年度 大分県立埋蔵文化財センター BVNGO 大友資料館・収蔵庫にかかる 機能維持・強化基本計画策定業務委託契約書入札説明書

令和8年度大分県立埋蔵文化財センターBVNGO 大友資料館・収蔵庫にかかる機能維持・強化基本計画策定業務にかかる入札については関係法令にかかるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和8年6月5日

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度大分県立埋蔵文化財センターBVNGO 大友資料館・収蔵庫にかかる機能維持・強化基本計画策定業務委託
- (2) 業務場所 大分市牧緑町1-6 1 大分県立埋蔵文化財センター
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 業務概要 展示施設としての機能の維持や強化を図るため、必要な調査を行い、基本的な計画を策定する。
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (6) 予定価格 34,980,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる要件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格、及び大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（建築関係建設コンサルタント業務）の両方（以下「入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (3) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記に掲げる開札までの間に、入札参加資格を有する者に対する指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
- ア 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国、地方公共団体、公益財団法人、独立行政法人等（以下、「国等」という）が設置した、歴史・人文系の展示を有する博物館（国宝、国指定重要文化財を展示する機能を有する施設で、展示面積が500㎡以上）の新築、改修に伴う常設展示に係る基本構想、基本計画の策定業務を単独で元請受注し、履行した実績を有する者
  - イ 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国等が設置した、文化財の収蔵施設新設又は改修に係る計画業務（展示施設に付随するものを含む）を元請で契約し、履行した実績を有する者
  - ウ 公告日現在において、上記ア及びイを実務業務として担当した技術者が配置されている者
- (7) 公告日現在において、九州内に本社、支店又は営業所を有する者
- (8) 1級建築士事務所で事業登録されている者

#### 4 契約条項を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、共同利用型電子入札システム）という。）上に令和8年6月15日（月）まで入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。

#### 5 契約に関する事務を担当する部署の名称

大分県教育庁文化課（〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号）

〔電話〕 097-506-5499

〔FAX〕 097-506-1811

〔メール〕 a31700@pref.oita.lg.jp

## 6 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。  
また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

## 7 共同利用型電子入札システムによる入札参加申請書の提出期限・入札期間・開札の日時

### (1) 入札参加申請の提出及び提出期限

この入札に参加を希望する者は、入札参加申請書（様式1）、企業及び業務資格確認票（様式2）及び指定された実績確認書類を以下の期間内に提出し、入札参加の承認を受けること。なお、業務実績が基準を満たさない場合、入札を無効とする。

また、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

期 間 自 令和8年6月5日（金）午後1時00分  
至 令和8年6月15日（月）午後5時00分

提出方法 大分共同利用型電子入札システムにて提出

### (2) 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限

期 間 自 令和8年6月22日（月）午前10時00分  
至 令和8年6月26日（金）午後5時00分

### (3) 共同利用型電子入札システムによる開札日時

日 時 令和8年6月29日（月）午前10時00分

## 8 入札に関する質問等

### (1) 質問方法

質問は質問票（様式3）により持参またはメールで行うこととし、メールの場合は必ず電話により受信を確認すること。なお、質問票には、担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレスをもれなく記入すること。受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、受け付けない。

### (2) 質問の提出先

上記5に示す担当部署とする。

### (3) 質問の受付期間

令和8年6月5日（金）午後1時00分から令和8年6月10日（水）午後5時00分

### (4) 質問の回答方法

令和8年6月5日（金）から令和8年6月12日（金）午後5時00分までに質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。

## 9 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により入札保証金の全部を免除する。

## 10 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により契約保証金の全部を免除する。

## 11 最低制限価格に関する事項

設定しない。

## 12 入札参加時の注意点

- (1) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (2) 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を準用する。
- (3) この入札については、大分県電子入札運用基準及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル(事業者用)を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 13 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 共同利用型電子入札システムにて指定の日時までに入札金額が入力されないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (5) 誤字又は脱字等により、必要事項が確認できないとき
- (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札  
なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

#### 14 共同利用型電子入札システム及び契約手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事項規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は入札金額の入力期間、開札日を別途通知するものとする。
- (4) 再度の入札を行っても、落札者がいない又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8号または第9号の規定により随意契約を行うものとする。

#### 16 契約書の作成

落札者は、落札者の決定通知を受けた日から7日以内（土・日・祝は不算入）に、契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。

#### 17 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期又は中止する場合がある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は中止する場合がある。

#### 18 その他

- (1) 参加者が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者が負担するものとする。
- (2) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。
- (3) 本業務委託は、現場説明会を実施しない。